

### 水道設備の無料点検

## 高齢者世帯を対象に実施

6月30日(木)まで申込みを受付

水道局は、水道週間行事の一環として、5月10日(火)から6月30日(木)まで、高齢者世帯の水道設備(給水装置)無料点検を実施します。

対象は、市内在住の65歳以上の夫婦のみの世帯と65歳以上の一人暮らしの世帯です。

点検内容は、水道設備の漏水の有無及び蛇口(給水栓)の不具合調査です。蛇口のパッキンのみ無料で取替します。(シングルレバー栓等の水道局で対応できないものを除く)。

無料点検には、水道局職員または西宮市水道サービス協会職員がお伺いします。点検を希望される方は、電話またはファックスで申し込みいただきたく、水道局本局、鳴尾出張所、北部出張所の各窓口でも受付いたします。

申込みの受付は、5月10日(火)から6月30日(木)まで(土日を除く)の間で、午前9時から午後5時15分までです。

なお、7月1日(金)以後の申込みは有料となります。

申込み受付電話番号は、(0798・32・4000)。(FAXは(0798・32・2278)。



水道メータのバイロットマークの動きを見て漏水の有無を調査する職員

## 安全で良質な水道水をお届けするために

### 平成17年度水質検査計画を策定

水道局は、法令により義務付けられた平成17年度の水質検査計画を策定しました。



配水管末の水質監視設備

### 水質検査計画の概要

#### 検査項目

水道法に基づく水質基準項目(一般細菌や大腸菌と健康に影響のある金属や化学物質のほか、臭いや味、色など使用上に支障を与える項目など50項目)と、1

日1回蛇口(給水栓)で行う毎日検査項目(消毒の効果を確認する残留塩素と色濁り)について検査します。そのほか、水質管理上必要な水質管理目標設定項目(24項目、内農薬類は101項目設定)や、本市独自に設定した項目(18項目)についても定期的に検査を実施します。

#### 検査回数

蛇口で、毎日検査 毎月

#### 検査場所

水道法に基づく水質検査は、各浄水場から配水する系統ごとに蛇口で実施しなければなりません。それ以外に、水源や浄水場の原水及び配水池でも定期的に実施します。また、必要に

4月1日から水道料金の徴収業務等の委託会社が、(株)エコシティサービスに変わりました。住所(西宮市榑塚町1番14号・光永ビル3階)電話番号(0798・339・0657)等の変更はありません。

委託している業務は、水道料金、下水道使用料などの徴収業務の一部と引越し等による使用中止

### 株エコシティサービスに変更 水道料金徴収業務等の委託会社

の料金清算業務等です。なお、(株)エコシティサービスの社員が水道料金などの徴収業務を行うときは、水道局が発行した身分証明書(顔写真入り)を携帯していただきます。ご不審な点がございましたら、提示を求めてください。

問合せは水道局業務課(0798・32・2210)へ。

## 朝一番の水は飲み水以外に

### バケツ一杯程度を洗濯などに

昭和63年以前に水道を設置されたご家庭では、給水管の一部に鉛管が使われていることがあり、微量の鉛が溶け出している可能性があります。

朝一番や、日中留守にした日の夕方、旅行などで家を留守にされていた場合は、水道水中の鉛濃度が高くなつたり、また、鉛製給水管を使用していないご家庭でも消毒用の塩素が少なくなることがあります。

このため、使い始めのバケツ一杯程度(10リットル程度)の水は、トイレ(1回の使用で8〜10リットル使用)や洗濯等、飲用や調

### 鉛製給水管の解消にご協力を

水道局では、配水管の修理や取り替え時に道路部分の鉛製給水管を他の材質のものに取り替えています。鉛製の給水管を使用している宅地で、新築、増改築などを行う場合には、給水管の取り替えをお願いします。

鉛製給水管についての問合せは水道局給水装置課(0798・32・2229)へ。

### 重度心身障害者・在宅家庭など基本料金を免除

上下水道の基本料金を、重度心身障害者・在宅家庭などを対象に免除する制度があります。

左記に該当する家庭は、必要書類を添えてお申し込みください。

重度心身障害者・児(身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A、療育手帳B1で身体障害者手帳3級を持つている人)在宅家庭  
水道ご使用量のお知らせ  
身体障害者手帳、療育手帳  
印鑑をご持参の上、健康福祉局障害福祉課へ。

在宅老人介護手当または家族介護慰労金受給家庭  
水道ご使用量のお知らせ  
印鑑をご持参の上、健康福祉局長寿福祉課へ。

生活保護受給家庭  
水道ご使用量のお知らせ  
印鑑をご持参の上、健康福祉局厚生課へ。

問合せは水道局業務課(0798・32・2221)へ。

## おまかせ

水道の引き込み管が口径25mm以下で、材質が鋼管や鉛管などのため古くなって赤水が出たり水の出が悪くなった場合、本管の分岐箇所から敷地内に設置する止水栓までの改造工事費の50%を水道局が助成します。

問合せは水道局給水装置課(0798・32・2230)へ。

### 斑状歯検診・治療希望者は連絡を

水道局では、斑状歯の認定検診及び治療の受付を行っています。すでに検診を受けた方でも未検診の歯があれば受診できます。

すでに斑状歯手帳をお持ちの方は、手続き終了後、希望されるときに治療を受けることができます。

なお、対象となる方や治療方法には一定の基準がありますので、希望者はご連絡ください。

問合せは水道局水道総務課(0798・32・2233)へ。

## 平成17年度水道モニターを募集

受付は5月18日(水)まで

水道局は、水道事業について市民の皆様のご理解を深めていただくとともに、ご意見を事業に反映させるため、水道モニターを募集します。

募集人員：30名(応募多数の場合は抽選)  
対象：市内在住の満20才以上で、平日開催の会議などに参加できる方  
ただし、前回までの経験者は不可。

活動期間・回数：平成17年6月から平成18年3月末までの間の4回程度  
活動内容：モニター会議、水道施設見学等

おむね半日程度。  
謝礼：会議等出席1回毎に2000円(交通費別途支給)。

応募方法：5月18日(水)までに水道局(本局・各出張所)各支所、公民館などの窓口備え付けの応募用紙に必要事項を記載し、郵送(同日消印有効)またはFAX(0798・32・2278)で水道局経営戦略グループへお申し込みください。

問合せは水道局経営戦略グループ(0798・32・2207)へ。

### 水道工事費の貸付・助成

水道管が古くなって赤水が出たり、水の出が悪くなった給水装置の改善の促進を図るため、次のような工事費の貸付や助成制度があります。

工事費の貸付  
水道の改造工事(赤水や出水不良等)を対象に30万円以内で融資します。  
工事費の助成

### ホームページもご利用ください

水道局ホームページでは、経営状況や水質試験結果など、水道について様々な情報をお知らせしています。また、転居時の水道に関する受付も行ってあります。口座振替の方は水道料金のご照会サービスもご利用ください。市役所ホームページからもアクセスできます。みなさまからのご意見もお待ちしております。

<http://suidounishi.or.jp/>